

聖書解釈とアラビア語文献学
ジョン・セルデンによるモーセ解釈

Biblical Hermeneutics and Arabic Philology:
An Interpretation of Moses by John Selden

稲垣 健太郎

KENTARO Inagaki

はじめに

1621/22年2月17日、17世紀イングランドを代表する法学者ジョン・セルデン (John Selden, 1584-1654) は、ライデン大学東洋語講座教授トマス・エルペニウス (Thomas Erpenius, 1584-1624)¹ へ一通の書簡を認めた。エルペニウスから贈られた講演録とアラビア語の文法書への返礼として記されたこの書簡においてセルデンは、エルペニウスが編纂したアラビア語訳モーセ五書² に大きな期待を寄せている。

私は——それが十全になされるとしたら、私は満足ですが——あなたが出版されるおつものアラビア語のモーセ五書と、あなたの翻訳を付されたかのサラセン人の歴史を激しく欲しております。その一部をあなたは私にかつてイングランドで見せて下さりました。あるいはこれらのどちらかでも完成しているのでしたら、兎にも角にもどちらかを印刷業者に委ねられますよう。³

この書簡は草案の形で現存するのみであり、エルペニウスが実際にこの書簡を手にしたかは定かではない。重要であるのはしかし、『閉鎖海論』の著者としてフーゴー・グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) の『自由海論』に対抗したことで知られるセルデンが、アラビア語訳モーセ五書の出版を強く後押しした、という事実である。

従来の研究は、セルデンの示した海洋法や古来の国制論、自然法論に注目する一方、彼が提

* 本稿は JSPS 特別研究員奨励費 17J08870 の助成を受けたものである。

¹ エルペニウスの生涯と業績については、ヤンボルの以下の著作がなお参照に値する。Wilhelmina M. C. Juynboll, *Zeventiende-eeuwsche Beoefenaars van het Arabisch in Nederland*. Utrecht: Kemink en Zoon, 1931, pp. 59-118.

² Thomas Erpenius, *توراة موسى النبي عليه السلام [Taurāt Mūsā an-nabī 'alai-hi as-salām], id est, Pentateuchvs Mosis Arabicè*. Lugduni Batavorum: Ex Typographia Erpeniana Linguarum Orientalium, prostant apud Johannem Maire, 1622.

³ Oxford, Bodleian Library, MS Selden supra 108 f. 208^r Selden [draft] to Erpenius, Feb. 17, 1621/2. 同箇所の引用と翻訳は、トーマーによる以下の転写に基づく。Gerald J. Toomer, *Selden Correspondence* (<http://emlo.bodleian.ox.ac.uk/blog/wp-content/uploads/2015/01/selden-correspondence.pdf>), p. 46.

示した教会論やそれを支えた彼の東洋諸言語への関心に十分な注意を払ってこなかった⁴。しかし17世紀の文芸的共和国におけるセルデンの功績は、自然法論や古来の国制論にのみ還元されるものではない。聖職のヒエラルキーや為政者と教会の関係を巡って聖職者と対立したセルデンは、その生涯を通じて教会に係る論考を出版した。とりわけ、セルデン自身が平信徒として参加したウェストミンスター神学会議の後に出版された *De Synedriis*⁵ は、セルデンが聖書解釈に依拠しつつ、自身の政治思想を披瀝した著作と看做すことができよう⁶。

斯様な政治思想と聖書解釈の連関は、17世紀イングランドの思想史研究においても分析の対象とされてきた⁷。この脈絡のなかで、ラテン語訳や英語訳、その他の西洋語訳のみならず、先に挙げたエルペニウス版アラビア語訳モーセ五書をも章句解釈の可能性のひとつとして参照しつつ、政治的な主張を展開したセルデンは注目に値する。

従来のセルデン研究において、彼のアラビア語の知見は十分に検討されてきたとは言いがたい⁸。こうしたなかで G・J・トゥーマーの浩瀚な *John Selden. A Life in Scholarship*⁹ は、東洋学者としてのセルデンの像を明瞭に浮かび上がらせた。なるほどトゥーマーはセルデンの著作を批判的かつ網羅的に読解し、彼の国家・教会関係論の要諦を示すのみならず、セルデンが参照するアラビア語資料をも特定している。しかしトゥーマーの仕事においても、セルデンがヘブライ語聖書と諸々のアラビア語聖書の異同から何を主張しようと試みたのか、といった彼の議論の細部に関わる問いはなお開かれたままであるように思われる。

そこで本稿は、セルデンにおける東洋学の意義への関心を起点に、彼が国家・教会関係論を示す際に参照する「ヘブライ人の共和国」に関する聖書解釈、とりわけモーセの有した裁治権の解釈に着目する。「ヘブライ人の共和国」論についての本格的な研究の嚆矢として、E・ネルソンの *The Hebrew Republic*¹⁰ が挙げられる。その第3部でネルソンは、初期近代の論者たち

⁴ Glenn Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution. An Introduction to English Political Thought, 1603-1642*. Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press, 1992, pp. 37-40; 63-68; Paul Christianson, *Discourse on History, Law, and Governance in the Public Career of John Selden, 1610-1635*. Toronto: University of Toronto Press, 1996. セルデンの自然法論に注目した研究の端緒として、Richard Tuck, *Natural Rights Theories. Their Origin and Development*. Cambridge: Cambridge University Press, 1979, pp. 82-100.

⁵ John Selden, *De Synedriis et Praefecturis Iuridicis veterum Ebraeorum*. 3. vols. Londini: Typis Jacobi Flesheri, prostant apud Cornelium Bee, in vico Litle-Britain dicto, 1650-1655. 本稿では *De Synedriis* と略記し、以下の形式でテキストの引用及び翻訳をおこなう。「Selden, *De Synedriis*, 巻数, 章数, (第2巻では節数), ロンドン版の頁数」。

⁶ Johann P. Sommerville, "Hobbes, Selden, Erastianism, and the History of the Jews", in: G. A. J. Rogers & Tom Sorell (eds.), *Hobbes and History*. London; New York: Routledge, 2000, pp. 160-188.

⁷ Henning Graf Reventlow, *Bibelautorität und Geist der Moderne. Die Bedeutung des Bibelverständnisses für die geistesgeschichtliche und politische Entwicklung in England von Reformation bis zur Aufklärung* [Forschungen zur Kirchen- und Dogmengeschichte 30]. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1980; Andreas Pečar, *Macht der Schrift. Politischer Biblizismus in Schottland und England zwischen Reformation und Bürgerkrieg (1534-1642)* [Veröffentlichungen des Deutschen Historischen Instituts London 69]. München: Oldenbourg, 2011; Charles W. A. Prior, "Hebraism and the Problem of Church and State in England, 1642-1660", in: *The Seventeenth Century*, vol. 28 n. 1 (2013), pp. 37-61.

⁸ E.g. David S. Berkowitz, *John Selden's Formative Years. Politics and Society in Early Seventeenth-Century England*. Washington: Folger Shakespeare Library, 1988, pp. 41; 293; Jason P. Rosenblatt, *Renaissance England's Chief Rabbi: John Selden*. Oxford: Oxford University Press, 2006, p. 260.

⁹ Gerald J. Toomer, *John Selden. A Life in Scholarship*. 2 vols. Oxford: Oxford University Press, 2009.

¹⁰ Eric Nelson, *The Hebrew Republic. Jewish Sources and the Transformation of European Political Thought*. Cambridge (MA.); London: Harvard University Press, 2010, pp. 88-137.

が「ヘブライ人の共和国」の聖俗の関係を模範と看做したことを指摘する。そしてこの脈絡において、セルデンもまた分析の俎上に載せられる¹¹。しかしネルソンの研究では、セルデンが聖書解釈に基づいて自身の国家・教会関係論を打ち出した *De Synedriis* は十分に検討されていない¹²。

以上の研究状況に鑑みて、本稿はまず、セルデンが聖書解釈に対していかなる意義を見出したのかをウェストミンスター神学会議における彼の態度から推定する（第1節）。それを承けて第2節では、セルデンが聖俗関係を検討するために *De Synedriis* 第1巻において注目し、解釈したモーセのインペリウムに係る聖書章句を特定する。続く第3節は、*De Synedriis* 第2巻の議論を分析対象とする。特に「ヘブライ人の共和国」における対宗教権限が王としてのモーセによって行使された、というセルデンの主張がいかなる聖書解釈に基づくのかが問題となる。以上の *De Synedriis* におけるモーセ解釈に関する分析は、程度の差こそあれ、先行する論者たちを念頭に置いたものであった。第4節では、セルデンの聖書解釈をこうした論争的文脈に位置付け、その特徴を指摘する。小括として本稿は、セルデンの聖書解釈においてアラビア語の知見がどの程度まで援用されたのかを明らかにし、今度の展望を述べる¹³。

1. ウェストミンスター神学会議におけるセルデン

セルデンの最晩年に出版された *De Synedriis* は、聖書中の「ヘブライ人の共和国」におけるユダヤ人の裁判所であるサンヘドリンを論じた著作である。セルデン自身の証言によれば、1638年頃には『サンヘドリンについて』と題する二巻からなる著作がすでに完成していた¹⁴。しかしそれから十年余の後、1650年に *De Synedriis* の第一巻が出版された背後には、セルデンがウェストミンスター神学会議に参加したという事実が見え隠れする。

チャールズ1世 (Charles I, r. 1625-1649) の専制とカンタベリー大主教ウィリアム・ロード (William Laud, 1573-1645) による改革もたらした政治的・宗教的混乱を解決するために開催されたウェストミンスター神学会議においてセルデンは、スコットランドの長老派神学者ジョージ・ギレスピー (George Gillespie, 1613-1648) らとの対立に直面した¹⁵。とりわけ教会統治のあり方を焦点とする対立を経験したセルデンは、破門や聖的事項に関する裁治権に係る史的・文献学的議論を加筆する必要から、*De Synedriis* の出版を遅らせたと考えられる¹⁶。

¹¹ *Ibid.*, pp. 113-117.

¹² こうした傾向は、以下の研究においても看取できる。Frédéric Herrmann, « Israël, un modèle pour l'Angleterre du XVII^e siècle? », dans: *XVII-XVIII. Revue de la société d'études anglo-américaines des XVII^e et XVIII^e siècles*. N° 64 (2007), p. 135-159. しかし Herrmann の研究は、本稿が分析対象とする *De Synedriis* を同時代の論争的文脈に付置する必要性を説く点で (p. 144), 注目に値する。

¹³ それゆえに本稿は、ヘブライ語旧約聖書とそのアラビア語訳をセルデンがいかに解釈したか、という点にも特段の注意を払う。本稿において用いられるヘブライ語のローマ字転写は、Ernst Jenni, *Lehrbuch der hebräischen Sprache des Alten Testaments*. 4. Aufl. Basel: Schwabe, 2009 の方針を、アラビア語のローマ字転写は、Hans Wehr, *Arabisches Wörterbuch für die Schriftsprache der Gegenwart*. 5. Aufl. Leipzig: Harrassowitz, 1985 の方針を採用する。

¹⁴ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, praefatio, sig. A3^r. Cf. Toomer, 2009, p. 692.

¹⁵ Alexander F. Mitchell, *The Westminster Assembly: Its History and Standards*. Philadelphia: Presbyterian Board of Publication, 1884, pp. 287-288.

¹⁶ 事実、*De Synedriis* の構想は、当初のそれから大きく拡張されている。Selden, *De Synedriis*, lib. 1, praefatio, sigs. A3^{r-v}. 「第1巻では、かの極めて著名かつ卓越した元老院と高官の制度、長たち、同僚たち、在処、移転、継続、その他これらに類するものが説明されていたが、加えてまた、シナイ山に

それでは、ウェストミンスター神学会議においてセルデンは、神学者たちとどのように対立したのだろうか。サー・ホワイトロック（Sir Bulstrode Whitelocke, 1605-1675）の証言は、セルデンが会議にどのように関与したかを示す点で参照に値する。

両院の様々な構成員たちは、神学会議の構成員であった。彼らは討論し、彼らのあいだで検討されていたあらゆる事柄に投票した。こうした諸討論においてセルデン氏は、見事に語られ、何人もの神学者たちを彼ら自身の学識において論駁された。彼らが自身の主張を証明するために聖書から引用したとき、「あなた方の金箔をきせたポケットサイズの聖書——彼らがしばしば取り出し、読み上げたのだが——では、おそらくそのように翻訳されているのでしょうか。ですがギリシア語あるいはヘブライ語はこのように意味しているのです」[と述べた]。そして彼らを全く沈黙させたのであった¹⁷。

サー・ホワイトロックのこの記述は、セルデンと神学者たちがいかなる聖書章句の解釈を巡って争ったのか、という問いに答えるものではない。しかし我々は、神学者たちが聖書章句に基づいて彼らの主張を展開する以上、その対抗者であるセルデンもまた、聖書をいわば論証の根拠として用いる必要があった、という事実を看過することはできない。そして、聖書解釈に基づいて世俗為政者の聖的事項に関する権限を根拠付ける作業は、本稿の分析対象である *De Synedriis* において重要な位置を占めることになる¹⁸。

2. モーセのインペリウムと裁治権

セルデンにとり、同時代の長老派が主張する神的権利に基づく裁治権は容認し難い。セルデンの没後に発表された『食卓談義』（1689）において示される、「霊的な裁治権（jurisdiction）などというものは存在しない。あらゆる裁治権は世俗的・政治的（Civil）であり、教会の裁治権も、市長殿のそれとかわりない」¹⁹ という彼の思想は、裁治権そのものに聖俗の区別を設け、

において律法が授けられる以前も以後も彼らのあいだにあった諸合議体や他の法的諸官職も説明されていた。[...]第2巻は、少なくともかの大法廷のインペリウムと司法裁治権の至高の特権を扱っている。Cf. Toomer, 2009, p. 693.

¹⁷ Bulstrode Whitelocke, *Memorials of the English affairs, or, An historical account of what passed from the beginning of the reign of King Charles the First, to King Charles the Second his happy restauration: containing the publick transactions, civil and military: together with the private consultations and secrets of the cabinet*. London: Printed for Nathaniel Ponder, at the Sign of the Peacock, in the poultry, near the Church, 1682, p. 68a. この証言はトーマーによって参照されている。Toomer, 2009, p. 571.

¹⁸ この点において我々は、聖書解釈と政治思想とが交差する様子を見る。しかし、たとえばセルデンの政治思想を扱う以下の研究においても、聖書解釈という営みの意義は十分に認識されていないように思われる。Sergio Caruso, *La miglior legge del regno: consuetudine, diritto naturale e contratto nel pensiero e nell'epoca di John Selden (1584-1654)* [Per la storia del pensiero giuridico moderno 55/56]. 2 tomi. Milano: Giuffrè Editore, 2001, p. 150. 「彼はまた、彼の諸著作の多くの様々な箇所において、あれらそれらの聖書章句の再解釈に紙幅を割いている。そうして彼は、倫理的、法的、政治的領域における極めて重要な帰結を導いている。それゆえに、聖書の新しい翻訳がいかなる形をとっているかを彼が注意深く見たことは自然である。さらに彼は、改革派キリスト教徒としてのみならず文献学者、そして古代イスラエルについての学徒としても、欽定訳の諸々の変遷に関心を持って追跡した」。本稿が問題とするのは、カルーゾが指摘するに留まる「政治的領域における極めて重要な帰結」をセルデンがいかなる聖書解釈に基づいて導いたか、という点に他ならない。

¹⁹ John Selden, *The Table Talk of John Selden. Esq. with a Biographical Preface and Notes by S. W. Singer*

そのうちの霊的裁治権を追求する同時代の長老派とは相容れないものであった²⁰。そして斯様な聖俗の裁治権に関する自身の主張を、セルデンは旧約聖書解釈を通じて裏付ける。

ここでセルデンが目にするのが、旧約聖書におけるモーセに関する記述の解釈である²¹。まずセルデンは、モーセが祭司であり王でもあったことを確認する。

モーセの支配あるいは最高統治について、他ならぬモーセが自身の言行録のいたるところで証言している。また聖書〔申命記 33: 5〕では斯様に呼ばれている。加えて、彼が祭司であったとダビデは明白に述べている。「彼の祭司からモーセとアロンが云々」〔詩篇 99: 6〕。²²

モーセという一人の人物が王と祭司という二つの職務を担ったことはしかし、彼が王として政治的事項の裁治権を有し、祭司として宗教的事項の裁治権を有したことを意味しない。ある者たちは、出エジプトからシナイ山で十戒を受け取るまでの時期に、宗教的事項や争訟に関するインペリウムがモーセによって、政治的君主——彼らが区別するように——としてではなく、祭司あるいは教会の長として、王の名においてではなく、祭司の名において執行されたと考えている²³。

しかし事物の本性、即ち、家長的であった王的支配あるいは王制や命令権と、他ならぬ祭司の職務あるいは役割のあいだの真の区別、ないしはモーセのインペリウムと裁治権 (jurisdictio) という諸特権についてのより明確な聖書の言葉を我々が正しく吟味するならば、私が思うに、彼の祭司性という仕方あるいは配慮では全くなく、むしろ通常の家長的あるいは王的最高権者——これらはここで同じ者に帰されている——という仕方あるいは配慮によって、彼が聖的事項に関するインペリウムと裁治権を行使したことは、十分に明らかとなろう [...]。²⁴

ここでセルデンは、事物の本性に基づく立論と並んで、聖書に基づく論拠を重視する。それでは、セルデンはいかなる聖書章句に基づいて、モーセのインペリウムに関する議論を展開するのであろうか。

Esq. London: William Pickering, 1847, s.v. Jurisdiction, p. 95. 「セルデンのこの見解は以下の梅田の論考においても参照されている。梅田百合香「ホッブズとセルデン — 自然法とヘブライズム —」『思想』第 1109 号 (2016), 87-108 頁, 89 頁」。

²⁰ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, praefatio, sigs. a^v-a^{2f}. Cf. Toomer, 2009, p. 693, n. 7.

²¹ 梅田, 2016, 98 頁。梅田は、セルデンとの比較において、「ホッブズが古代イスラエルの歴史を根拠に導き出す最高権力は、サンヘドリンではなく、アブラハムとモーセの政治的主権者 (Civill Sovereign) = 主権的預言者 (Sovereign Prophet) という地位であり、この地位は政治哲学的な人格的主権論を理論的根拠とする」(98 頁) と述べる。この点、*De Synedriis* 第 1 巻第 16 章や第 2 巻第 2 章においてセルデンは、王であり、祭司であり、預言者であったモーセが、王として霊的事項を管轄したのか、祭司として霊的事項を管轄したのか、という問題を検討しており、ホッブズほど明晰ではないにせよ、セルデンもまた霊的事項に関するモーセのインペリウムないしは裁治権を巡る議論を意識していたように思われる。

²² Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 641.

²³ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 649.

²⁴ *Ibid.*

ところで当時のモーセのインペリウムと裁治権に関する聖書のより明確な言葉について言えば、神自身がモーセを、民を指導するようにしたのである。ちょうど「彼によって〔民は〕エジプトから連れ出される」〔出エジプト記 3: 10〕や、彼らが不従順ではないように「彼の声に従うであろう」〔出エジプト記 3: 18〕とあるように。神はモーセに次のように言う。「そして彼〔アロン〕の口にかの言葉を委ねよ。私はあなたの口にあり、彼の口にあって、あなた方に何をしなければならぬかを示そう。彼はあなたに代わって民に語り、あなたの口あるいは通訳者となる [...]」〔出エジプト記 4: 15-16〕。²⁵

セルデンが重視するのは、出エジプト記 4: 16 後半部の解釈である。即ち、「あなたは彼にとって神のかわりとなるであろう」という箇所こそが問題となる。ここで七十人訳やシリア語訳は、ヘブライ語を逐語的に翻訳している。それに対して、「私の手元にあるアラビア語の写本は、あるものは『そしてあなたは彼にとって神となり、指導者 (mudabbir) となる』と、サマリア文字のあるものは、『あなたは彼にとって支配者 (sultān) となる』とある。[...] ローマ版のアラビア語訳は『あなたは彼にとって神の役目にある (fi'amūr'allāh)』とあり、これらすべては同じものに帰される」²⁶。

セルデンが列挙する出エジプト記 4: 16 の諸翻訳の相違は、同章句における「神 (ʿalōhīm)」という語がどのように理解されているか、という点に基づく。そしてこの問題に関するセルデンの見解は、グロティウスが晩年に発表した『旧約聖書註解』に多くを負っている。グロティウスが出エジプト記 4: 16 に施した註解によれば、ʿalōhīm という名詞が人間に帰されるのは、生殺与奪の権利を意味するときのみである²⁷。さらにグロティウスは、出エジプト記 7: 1 への註解において用いられる ʿalōhīm もまた、「裁判官 (potestas judiciaria)」を意味することを指摘する²⁸。

グロティウスと同様にセルデンは、ʿalōhīm が旧約聖書において君主や裁判官を意味し得ることを強調する。それというのも、君主や裁判官は神の代理として、神の掟に反することなく裁判をおこなうと同時に職務を遂行し、彼らが下す裁きは神の裁きと象徴的に呼ばれるのが常であったからである²⁹。加えて、モーセが神によって「ファラオにとっての神 (ʿalōhīm l-par'ō)」と呼ばれる出エジプト記 7: 1 に関しても、同章句の ʿalōhīm は君主や裁判官を意味すると解釈される³⁰。そしてこの解釈を支えるのが、諸々の聖書翻訳の比較である。「オンケロス『主人』と、そしてサアディア・ガオンは『ファラオの職務の主人 (ʿustād ʿalōhīm l-par'ō) / Dominus in negotio』」とかえている。マウリタニアのユダヤ人たちは『ファラオの主人あるいは指導者

²⁵ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 653.

²⁶ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 654.

²⁷ *Ibid.* Cf. Hugo Grotius, *Operum Theologicorum tomus primus, continens Annotationes ad Vetus Testamentum*, in: *idem, Opera Omnia Theologica, in tres tomos divisa. Ante quidem per partes, nunc autem conjunctim & accuratius edita. Quid porro huic editioni præ cæteris accesserit, Præfatio ad Lectorem docebit.* Amsterdami: apud Heredes Joannis Blævi, 1679 (Faksimile-Neudruck der Ausgabe Amsterdam, Stuttgart: Friedrich Frommann, 1972), col. 29a. Cf. Toomer, 2009, p. 724, n. 222.

²⁸ Grotius, *Annotationes ad Vetus Testamentum*, col. 29b.

²⁹ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 654.

³⁰ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, pp. 654-655.

³¹ セルデンの引用では *استاد* とあるが、本翻訳では彼のラテン語訳との対応に鑑みて、*أستاذ* と読む。

(mūlā)』とする」³²。モーセが ʿalōhīm と称される箇所がときに君主や裁判官の意味で理解されなければならない、というセルデンの主張は、10世紀頃にアラビア語訳聖書を作成したサアディア・ガオン (Saadia Gaon, 882-942)³³ や、マウリタニアのユダヤ人たち³⁴ の解釈によっても補強されているのである。

3. 王としてのモーセ

以上のようにモーセが有したインペリウムと統治権を証する旧約聖書の章句を検討したセルデンは、*De Synedriis* 第2巻2章において、モーセが他ならぬ王として宗教的事項に関するインペリウムを行使したと述べる³⁵。

モーセは明らかに、イスラエル人たちの王あるいは君主であり、当時、神の意図にしたがって彼の威光と監督者としての権利に基づいて、至高のインペリウムをあらゆる宗教的事項に関しても、世俗的事項に関しても行使したのである。また王という名において、彼がその祝辞で様々な者たちに呼びかけられていることは明白である。蓋し「モーセは我々に律法を授け、ヤコブの会衆を引き継ぐようにした。[...] 民の長たちがイスラエルの諸族と共に集うとき、彼はエシュルンの王である (転用語法によって同時に『あった』と意味する)」〔申命記 33: 4-5〕のだから。³⁶

上の引用においてセルデンは、申命記 33: 5 を根拠に、モーセが王と呼ばれたことを主張する。同章句の解釈に際して、彼は二つの論点を提示する。即ち第一に、同章句におけるエシュルン (jəšūrūn) が何を意味するのか、第二に王 (mælæk) であったのは誰か、という問題である。

まず前者についてセルデンは、アラム語、シリア語、ペルシア語、アラビア語の各種聖書翻訳を参照しつつ、エシュルンがイスラエルに他ならない、という解釈を示す。

アラム人たち、シリア人、ペルシア人タワシウス³⁷ は、「イスラエルにおいて」と訳している。さらにマウリタニアのユダヤ人たちは、「そして彼はユダヤ人たちにおいて支

³² Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 655.

³³ Ronny Vollandt, "The Arabic Pentateuch of the Paris Polyglot: Saadiah Gaon's Advent to the Republic of Letters", in: Sara Binay; Stefan Leder (eds.), *Translating the Bible into Arabic: Historical, Text-Critical and Literary Aspects* [Beiruter Texte und Studien 131]. Beirut: Ergon Verlag Würzburg, 2012, pp. 19-35.

³⁴ この翻訳は、本稿の冒頭で言及したエルベニウスの手になるアラビア語訳モーセ五書と一致する。「マウリタニアのユダヤ人たち (Judæi Mauritanienses)」という呼称につき、Erpenius, *Pentatevchvs Mosis Arabicè*, Epistola dedicatoria, sig. (:):4^v. 「アラビア語モーセ五書の手稿の別の写し——ヘブライ文字でかつてマウリタニアにおいてユダヤ人によって編まれ、比類なき御方ヨーセフ・スカリゲルによって我々の〔ライデン大学〕図書館に遺贈された——が私の手に入ったとき、私はそれをヘブライ語テキストとサアディアのアラビア語訳と幾分注意深く比較し、その翻訳が最も正確であり、どれだけ有名であってもサアディアから勝利をも挽ぎ取ることに気づいたのである」。エルベニウス版の出エジプト記 7: 1 につき、Erpenius, *Pentatevchvs Mosis Arabicè*, p. 128.

³⁵ Cf. Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 655. 「さらにモーセは、自身を王と称した〔申命記 33: 5〕が、いかなる箇所においても自身を祭司とは称していない」。

³⁶ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, p. 62.

³⁷ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, p. 747 の修正表に従い、「ペルシア人タワシウス (Tawasius Persa)」と読む。

配者であった (wa kāna³⁸ fi l-Yahūd sultān)」と、そして私の手元にある写本では「そして彼はイスラエルの子たちにおいて王である (wa yakūnu fi banī 'Isrā'īl malik)」と訳されている。スペイン人たちは、「そしてイスラエルにおいて王がいた」と訳している。³⁹

以上のようにマウリタニアのユダヤ人によると彼の手元にある写本のアラビア語訳聖書、スペイン語訳聖書での翻訳を確認した上で、セルデンはユダヤ教とキリスト教の伝統において、同章句がいかに翻訳されてきたかを追跡する。

七十人訳は「そして彼は、愛されし者のあいだで指導者となるであろう」と置き換えている。申命記の別の箇所〔32: 15〕では同じ語が用いられている。ここからして、テルトゥリアヌスにおいて、イェルサレムのパラフレーズは「そして王は、人々の集会においてヤコブの家から立ち上がる (あるいは立ち上がった)」とある。アラブ人サアディア・ガオンは、「そして王は、称賛に値する者のなかに (fi l-maṣūf⁴⁰) あった」とする。⁴¹

セルデンによれば、申命記 33: 5 におけるエシュルンという語の翻訳の方針は、大きく二つの方向に分かたれる。即ち、一方ではマウリタニアのユダヤ人や彼の手元にあるアラビア語訳、シリア語訳のように、明確にイスラエルやユダヤ人と同一視する方針がある。他方で、七十人訳やサアディアのアラビア語訳のように、イスラエルやユダヤ人と明示的に翻訳しない方針がある。このうちセルデンは、前者の方針に依りつつ、「ユダヤ人たちも、キリスト教徒たちも、エシュルンという語によってイスラエルの民が意味されるという点で一致している」⁴²と結論する。

とはいえ、聖俗の関係を画定する文脈においてセルデンは、翻訳の比較検討にのみ依拠しているわけではない。上で述べたように、セルデンの申命記 33: 5 解釈は二つの作業を経て提示される。このうち、王であるのは誰かという問題についてセルデンは、ユダヤ教とキリスト教の伝統的解釈に基づいて、モーセこそが王であった、という解釈を示す。

しかし、そこにおいて他ならぬモーセがエシュルンの王であると言われているかについては同様ではない。蓋しある者たちは、直前で言及されている主たる神についてであると考えている。ある者たちは未来のこととして、後にその名詞によって明確に示されるサウルや諸王などについてであると考えている。しかしユダヤ人とキリスト教徒のある者たちは、他ならぬモーセについてであると主張している。⁴³

³⁸ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, p. 747の修正表に従い、عانではなく、كانと読む。

³⁹ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, p. 62.

⁴⁰ セルデンが参照する同箇所のサアディア・ガオンのアラビア語訳は、1645年にパリで出版された多言語聖書並びに1652年から1657年にかけてロンドンで出版された多言語聖書と重なる。同多言語聖書の基礎となったアラビア語の写本は現在、フランス国立図書館にMS. Arb. 1として所蔵されている。この写本につき、Vollandt, 2012, pp. 22-26. ここでは当該写本 (Paris, BnF, MS Arabe 1, fol. 82^v) に従い、الموصفではなく、الموصوفと読む。

⁴¹ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, pp. 62-63.

⁴² Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, pp. 63-64.

⁴³ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, p. 64.

マイモニデス (Moses Maimonides, 1135-1204) が『ミシュネー・トーラー』の第8巻『崇拜の書 (*Seper*^a *bōdā*)』の *Hilkōt bēt ha-b^ehīrā* 第6章11節において「我々の師モーセこそは王であった」⁴⁴と述べ、あるいはナジアンゾスのグレゴリオス (Γρηγόριος Ναζιανζηνός, c. 329-389) がモーセを「指導者たちのなかの指導者 (*ἄρχων ἀρχόντων*)」と呼ぶように、セルデンもまた申命記 33:5 においてモーセが言及されているという立場をとる⁴⁵。さらにセルデンは、グロティウスが同章句に施した「名称や華美さではなく、王の権利によって人民を統治した」⁴⁶という注釈を引くことで、自身の見解を補強する。

セルデンは、モーセが祭司や預言者でもあったことを否定しない。「なるほどモーセは、神から授けられた特別な職務がアロンへと聖別される前は祭司であった。[...]そしてその後モーセは、かの特別な職務や宗教的事項に純粹に先立ち、預言者の義務と結びついた他の諸行為に基づいて、特別かつ最高の祭司であった。ここから、上述の教父[ナジアンゾスのグレゴリオス]によって『祭司たちのなかの祭司 (*ιερεὺς ιερέων*)』とも呼ばれている」⁴⁷。しかしセルデンは、少なからぬ者たちが主張するように、モーセの祭司としての職務に基づいて、当代の教會的統治と世俗的統治を区分することを容認しない⁴⁸。

このように聖俗の区分を否定した上で、モーセとアロンの優劣に言及する。統治や判決を下す職務によって、モーセはアロンの君主あるいは彼にとっての神のかわりと看做される。あるいはナジアンゾスのグレゴリオスが言うように、アロンを口として用い、神に関する事柄に熱心に取り組んだモーセは、立法者、裁判官、王として解釈される。そしてここにおいて、セルデンはアロンがモーセに従属したことを見逃さない⁴⁹。

4. 「論争」におけるセルデンの聖書解釈

以上のセルデンの解釈に従えば、モーセは祭司であり、預言者でもあったが、宗教的事項に関わる命令は王としてのモーセによって下されたことになる。そしてこの見解は、セルデンに先立つ諸権威や彼が対峙した同時代の論者との解釈の相違を示す点で注目に値する。

彼に先立つ権威としてセルデンは、ベラルミーノ (Roberto Bellarmino, 1542-1621) とカルヴァン (Jean Calvin, 1504-1569) を明示的に名指ししつつ、両者が提示するモーセ解釈に異議を唱える。

しかし極めて学識あり、他方で全く別の見解に立つ者たちによって、以下のように教えられるべきと真剣に考えられているのは不思議なことである。即ち、モーセをあたかも一本の鞘に入った教會的劍と世俗的劍という二本の劍と看做し、いわばヘブライ人の教會または共和国 (*Ecclesia seu Respublica Ebraica*) において当時こうした区別が存在し、彼が教會ないしは靈的統治と政治的ないしは世俗的統治——彼らが区分

⁴⁴ Cf. Mošā ben Maimōn, משנה תורה לרמב"ן המבואר על ידי הרב עדין אבן־ישראל שטיינזון. ספר עבודה-הקרבות, Jerusalem: Koren, 2017, p. 47.

⁴⁵ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 2, p. 64. Cf. Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 16, p. 642.

⁴⁶ Grotius, *Annotationes ad Vetus Testamentum*, col. 102a. Cf. Toomer, 2009, p. 726, n. 237.

⁴⁷ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 3, p. 65.

⁴⁸ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 3, pp. 65-66.

⁴⁹ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 3, p. 66.

するように——という職務を同時に担った、と。⁵⁰

ベラルミーノが『至高の教皇についての第三討論』において示すモーセ解釈を視野に入れるとき、セルデンの意図はより明確になる。

ついでモーセは、聖書から明白であるように、世俗の最高指導者であり大祭司でもあった。それというのも、出エジプト記 18: 13 で言われるように「モーセは座し、民を裁いた」のだから。また同第 32 章において彼は、偶像崇拜という罪のゆえに民の多くの者たちを殺すよう命じ、同第 40 章では主に向けて香を焚いたが、これは優れて大祭司のみに委ねられた職務であった。ちょうど歴代誌下第 26 章とレビ記第 8 章から明らかであるように。モーセはアロンを祭司へと聖別し、幕屋を聖なるものとし、高め、生贄と犠牲の子羊を奉げたが、これらは祭司のみがなし得たのである。⁵¹

ベラルミーノは、教皇が霊的事項のみならず、世俗的事項に対しても裁治権を有することを主張するべく、モーセの事例を参照する。ベラルミーノが提出するのは、世俗の指導者であり、同時に大祭司でもあったモーセが、祭司として宗教に係る職務を果たした、という解釈である。

このベラルミーノのテキストが標的としたのが、『キリスト教綱要』におけるカルヴァンの以下の見解であった。

この事柄について我々がキリストの権威を求めるならば、以下のことは疑い得ない。つまり、「異邦人の王たちは彼〔民〕らを支配する。しかし、あなた方はそうしてはならない」〔マタイによる福音書 20: 25; ルカによる福音書 22: 25〕とキリストが言ったとき、彼は自身の言葉の奉仕者たちを、世俗の支配と地上のインペリウムから遠ざけたいと望んでいたのである。蓋しキリストは、牧者の職務が王侯のそれから区別されるのみならず、ひとりの人間へ結びつき得ないほどに事柄が別であると意図しているのだから。実際、モーセが両職務を同時に担ったことは、第一に類稀な奇跡によってなされたのであり、第二に事態がより良く解決されるまでの一時的なものに過ぎなかった。しかし、主によって確実な配置が定められたとき、世俗的統治は彼のもとに残され、祭司職は兄弟〔アロン〕に委ねよう命じられたが、それは正当なことであった。蓋し、ひとりの人間が両方の重荷を背負うのは自然本性を超えるのだから。⁵²

カルヴァンはモーセというひとりの人物が、聖俗両領域を管轄したことを否定するわけではない。しかし、彼にとりモーセの事例は例外的かつ一時的な措置に過ぎない。この事例にカルヴァンが見出すのは、政治的統治と牧者の務めが区分された、という聖俗の関係である。

⁵⁰ Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 3, pp. 70-71.

⁵¹ Ven. Cardinalis Roberti Bellarmini politiani S. J., *Tertia Controversia Generalis de Summo Pontifice quinque libris explicata*, in: *idem, Opera omnia. Ex editione veneta, pluribus tum additis tum correctis, iterum edidit Justinus Fèvre, protonotarius apostolicus. Tomus secundus. Parsiis: Apud Ludovicum vivès, editorem*, 1870, lib. 5, cap. 9, p. 163.

⁵² Jean Calvin, *Institutio Christianae religionis, in libros quatuor nunc primùm digesta, certisque distincta capitibus, ad aptissimam methodum: aucta etiam tam magna accessione ut propemodum opus nouum haberi possit*. Genevæ: Oliua Roberti Stephani, 1559, lib. 4, cap. 11, § 8, p. 449.

とはいえベラルミーノとカルヴァンは、政治的統治と教会的統治とを区別する点において、セルデンと見解を異にする。両者の見解に対しセルデンは、王としてのモーセと祭司としてのモーセを区分することなく、王としてのモーセが霊的事項を統治した、という解釈を示すのである⁵³。

こうしたセルデンのモーセ解釈は、同時代の論者への批判的応答としても理解し得る。*De Synedriis* において、セルデンが同時代の論者に明示的に言及することは決して多くない。しかしその数少ない例外として、セルデンと対立したギレスピーの『花開くアロンの杖』⁵⁴が挙げられる⁵⁵。当代の「エラストゥス主義者」たち、とりわけウィリアム・プリン（William Prynne, 1600-1669）への反論としての性質を持つこのパンフレットにおいて、ギレスピーもまたモーセ解釈を披瀝する。

そしてまずモーセについては、最高為政者としての彼が、神に関する事柄において教会を秩序付けるべく法と規則を与えた、ということが反論される。以下のように答える。彼はこれを預言者として主の口から、偉大な預言者イエス・キリストの予型としてこれをおこなったのであり（申命記 18: 15; 18）、政治的・世俗的為政者（*civill Magistrate*）としてではない。⁵⁶

上の引用において注意すべきは、モーセが政治的・世俗的為政者としてではなく、預言者として教会を秩序付ける法と規則を与えた、と解釈されている点である⁵⁷。既述のように、セルデンはモーセが祭司としてではなく、王として聖的事項に関する裁治権を行使した、と主張した。斯様にギレスピーが論駁を試みた見解がセルデンのそれと一致することは、両者が聖書解釈から導く帰結をより綿密に比較する必要性を示唆する。さらにギレスピーもまた、当時の東洋語研究の成果を取り入れた聖書解釈を提出したことに鑑みると、当時の論者たちが採用した解釈の方法をも視野に入れる必要がある。

小括

本稿は、セルデンがエルベニウスに宛てた書簡を起点に、セルデンにおけるアラビア語研究と聖書解釈、国家・教会関係論の連関を明らかにすることを目的とした。国家・教会関係につきセルデンが *De Synedriis* において提出した主張は、モーセこそが裁判官、君主、そして王として宗教的事項に関するインペリウムを行使した、というものであった。

旧約聖書においてモーセが裁判官や君主、王として理解されるべきことは、他ならぬ聖書解釈に基づいて説明される。本稿で扱った範囲で言えば、セルデンは四種類のアラビア語訳聖書

⁵³ Toomer, 2009, p. 726.

⁵⁴ George Gillespie, *Aarons Rod Blossoming. Or, the Divine Ordinance of Church-Government Vindicated*, [...]. London: Printed E. G. for Richard Whitaker, [...], 1646.

⁵⁵ Selden, *De Synedriis*, lib. 1, cap. 10, p. 438. セルデンとギレスピーの対立関係を扱う研究として、Sommerville, 2000, pp. 168-169; Herrmann, 2007, p. 149, n. 23; Toomer, 2009, p. 705, n. 89; p. 724, n. 224; Prior, 2013, p. 45.

⁵⁶ Gillespie, *Aarons Rod Blossoming*, Bk. 1, Appendix, p. 136.

⁵⁷ この点、セルデンもまた預言者の職務について、ガザーリー（al-Gazālī, d. 1111）の預言者論を引きつつ論じている。Selden, *De Synedriis*, lib. 2, cap. 2, § 3, pp. 68-69. Cf. Toomer, 2009, p. 727, n. 239.

を参照している。出エジプト記 4: 16 や同 7: 1 でモーセを指して用いられる ^ʿmošeh ʾelohim を翻訳する際に、指導者 (mudabbir) や支配者 (sultān), 主人 (ʾustād) といった訳語を採用する諸翻訳をセルデンが援用したことは、一方で彼の聖書解釈とアラビア語研究の連関を示し得る。あるいは申命記 33: 5 の諸翻訳の比較に基づいて、モーセがイスラエルの王であった、と主張される。斯くして王や支配者として理解されたモーセが宗教的事項に関して権限を行使したことは、しかし聖書翻訳の比較によってのみ裏付けられるわけではない。第 3 節において見たように、マイモニデスやグロティウスらの見解もまた、セルデンの国家・教会関係論において重要な位置を占めるのである。

本稿は聖書の諸翻訳に基づくセルデンの議論のうち、アラビア語訳に係る箇所に注目したに過ぎない。セルデンが参照する他の西洋語並びに東洋語訳の検討を通じて、聖書翻訳の比較に基づく彼の主張とその背後に垣間見える意図をより明瞭に描くことが今後の課題となる。

稲垣健太郎

東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程
日本学術振興会特別研究員 (DC1)